

「鹿沼市業務継続計画【震災編】(案)」に係るパブリックコメントにおける提出意見等及びそれに対する本市の考え方

| 通番 | 意見等 | 回答 |
|----|--|---|
| 1 | <p>「震災編」に関して 今回の計画案は「震災編」となっていますが、他の災害編も作られるのでしょうか。 特に、鹿沼市は、黒川始め、多くの河川があり、水害による甚大な被害が発生しています。 震災編と同時に水害編も作るべきだと思います。</p> | <p>鹿沼市業務継続計画は、大規模な災害の発生の際、市当局の業務の継続についてまとめたものです。そこで、現庁舎が使用不可になり、職員全員が参集できなくなった場合を想定して、【震災編】を作成しました。 しかし、現庁舎は、洪水浸水想定区域外に位置しており、水害により現庁舎が使用できなくなる想定はしておりませんので、【水害編】の作成は予定しておりません。 なお、水害により被害が発生する際には、「地域防災計画」を運用して、対応いたします。</p> |
| 2 | <p>第3章 業務執行体制の確保に関して 市内14カ所の出先機関「コミュニティセンター」の役割が記載されていません。各コミュニティセンターも業務執行体制に入れるべきではないでしょうか。</p> | <p>各コミュニティセンターの役割については、P16 災害時優先業務一覧の市民部の中に記載のとおり、避難所管理、情報収集等の業務を行う予定です。 また、業務執行体制については、P8 市民部の中に職員参集データ等を入れてあります。 なお、鹿沼市地域防災計画において、各コミュニティセンターは「災害防災拠点」、「地区避難所」として位置づけされております。</p> |
| 3 | <p>第4章 業務執行環境の確保に関して 指定管理者の施設とその従業員が災害時に市民の命と生活を守ることができるために、市と連携したBCPを指定管理者企業が策定することも必要ではないでしょうか。</p> | <p>災害が発生した際は、指定管理施設を指導管理している所管部署を通じて、指示命令をする予定ですが、ご意見のとおり、必要に応じて計画作成を検討します。</p> |
| 4 | <p>第5章 (1) 自治体との協定 災害時における相互援助に関する協定は春日部市、栃木市と協定済との事ですが、隣接する宇都宮市、日光市とも必要ではないでしょうか。</p> | <p>「災害時における市町村相互応援に関する協定」が平成8年に締結され、県内全市町を対象に食料、医療、ごみ等の応援協力体制が出来上がっております。 大規模災害が発生した場合、近隣市町の被害状況も鹿沼市同様大きいことが想定されますので、広域的な協定締結も必要と思われます。</p> |
| 5 | <p>鹿沼市自治基本条例の第8条（緊急時における連携）の第3項に関して 8条3項の「市は、市民の生命、財産等を守るために、災害等の緊急時における危機管理体制の構築に努めるとともに、市民が連携し、及び協力できる仕組みづくり及び環境づくりに努めます。」の連携、仕組みづくり、環境づくりに関することの具体例も計画にいたしたほうが良いと思います。</p> | <p>今回作成する計画は、災害時に市が何を最優先で実施すべきかをあらかじめ決めておくものです。 ご意見のとおり、市民が連携、協力できる仕組みづくり、環境づくりの推進は大変重要なことですが、本計画との関連性はありません。</p> |

以上